

12月の無料相談

※29～31日を除く

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 13:30～16:00		法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)	
司法書士相談	8日(水) 13:30～15:30	広報広聴課 (☎内線2399)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	16日(木) 13:30～16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関する事(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	10日(金) 13:30～16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	1日(水) 13:30～15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関する事(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	15日(水) 13:30～15:30	広報広聴課 (☎内線2399)	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
市民相談	月～金曜日 8:30～17:15	広報広聴課 (☎内線2399)	市に対する要望、意見など(担当職員)	
税務相談	7日、14日(火) 13:00～15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関する事(税理士)	
心配ごと相談	第1・第3水曜日 13:00～16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月～金曜日 9:30～16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
DV相談	月～金曜日 8:30～17:15	こども包括支援課 (☎内線2392)	DVに関する相談(担当職員)	
家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:15	こども包括支援課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月～金曜日 9:30～16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月～金曜日 9:00～17:00	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関する事(早期療育相談員)	
青少年相談	火、水、金、土曜日 9:00～17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月～金曜日 9:00～16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月、水～金曜日 9:00～16:45 (第3水曜日は弁護士相談)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関する事(県委嘱相談員、弁護士)	
人権相談	月～金曜日 8:30～17:15	水戸地方務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
生活相談	毎週水曜日 13:00～16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	7日(火) 14:30～16:30 24日(金) 14:00～16:00	土浦保健所 (☎821-5342)	精神障害者の医療などに関する事(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性の ための	フェミニスト相談	7日、14日、21日(火) 11:00～15:40 11日(土) 10:00～14:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門相談員) ※予約制
	一般相談	10日、24日(金) 13:00～16:00		家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

協働のコーナー

今日、どう? ～協働 みんなでつくる まちづくり～

問市民協働室(☎826-1111 内線2458)

皆さんは、「協働のまちづくり」といえば何をイメージしますか。身近なものでは、お祭りや環境美化活動、防犯パトロールなどがあげられます。

「協働のまちづくり」とは、市や県などの行政、町内会や市民活動団体・NPOなど、立場の異なる活動主体が、対等な立場で協力して働くことです。お互いの強みを活かし、より大きな効果が期待できます。まちを愛する気持ちは皆同じ。組織の垣根を越え、よりよい地域のあり方を考えていきたいですね。

市が進める協働事業のひとつに「協働のまちづくりファンド(ソフト)事業」があります。市が抱える地域課題を解決するために、市民活動団体が行う活動に対して資金の支援をします。今年度は、イベントを通して子どもたちの笑顔を増やしたい、イルミネーションを通してまち全体のにぎわいを創出したい、などの目的を持った2団体が継続事業として認定され、協働のまちづくりに貢献しています。



つちうら駄菓子屋楽校 子ども広場



荒川沖に「明るい未来の光」を
灯すプロジェクト



コロナ禍の今だからこそ、三密を避けつつも、地域の心の距離は親密でありたいものです。市民活動団体が開催する地域のイベントや地域のコミュニティ活動に目を向けて、「新しい生活様式」にマッチした地域の絆づくりを模索していきましょう。今日、どう?

※現在、来年度のファンド事業を募集中です。申込方法など、詳しくはホームページをご覧ください。

